

○常総衛生組合会計年度任用職員の給与に関する規則

〔 令和2年3月31日
常総衛生組合規則第4号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、常総衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年常総衛生組合条例第1号）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 常総衛生組合会計年度任用職員の給与に関する規則については、常総市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年常総市規則第12号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。